

わがまち特例の概要について 【固定資産税関係】

わがまち特例とは

従来、地方税法で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。平成24年度から導入されており、本市では、すでに9項目を措置済み。

■電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長

| 対象資産 | 設備区分 | 特例率 | 本市適用率 |
|---------------|---------------------|---|---------------|
| 再生可能エネルギー発電設備 | 太陽光発電設備 | $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(地方税法上の現行基準: $\frac{2}{3}$) | $\frac{2}{3}$ |
| | 水力発電設備 バイオマス発電設備 | $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(地方税法上の現行基準: $\frac{2}{3}$) | $\frac{1}{2}$ |

※太陽光発電設備の特例について、軽減措置の対象が次のとおり変更。

従来、「固定価格買取制度(FIT)の認定を受けた設備」が対象となっていたが、今回の改正でこの設備が適用除外となり、「固定価格買取制度(FIT)の認定対象外設備であって、政府の補助を受けて取得した設備」に限るものとされた。

※具体的な対象資産:工場等の施設において、自己消費を目的に設置された太陽光発電設備(売電しない自家消費型設備)

■都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長

| 対象資産 | 特例率 | 本市適用率 |
|---------------------|---|---------------|
| 公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 | $\frac{4}{5}$ を参酌して $\frac{7}{10}$ 以上 $\frac{9}{10}$ 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(地方税法上の現行基準: $\frac{4}{5}$) | $\frac{4}{5}$ |

※具体的な対象資産:公園、広場、緑化施設、通路等

■津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を4年延長

| 対象資産 | 特例率 | 本市適用率 |
|----------------|---|---------------|
| 津波対策の用に供する償却資産 | $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(地方税法上の現行基準: $\frac{1}{2}$) | $\frac{1}{2}$ |

※具体的な対象資産:防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設